

X - 1 - 1 - 1 - 0 2
5 年 保 存

秋 本 地 第 2 7 号
平 成 1 8 年 1 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

地域安全推進員制度運営要綱の一部改正について（例規）

この度、「地域安全推進員制度運営要綱」の一部を別添のとおり改正し、平成18年4月1日から運用することとした。改正の趣旨及び内容については下記のとおりであるから、その適正な運用に努められたい。

なお、「地域安全推進員制度運営要綱の制定について（例規）」（平成4年7月1日付け秋本地第701号、防第451号）及び「地域安全推進員制度運営要綱の一部改正について（例規）」（平成12年3月31日付け秋本地第342号、会第171号）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

地域安全推進員制度は、平成4年、住民参加による犯罪・事故の防止活動を活性化する等の目的で旧防犯連絡所制度を廃止し、主管を地域警察に移した上で、現行制度を新設し、運用しているものであるが、平成8年から運用している「交番・駐在所連絡協議会」や平成17年4月から本格的に活動を開始している「秋田県地域安全ネットワーク」と活動内容等が一部重複していることなどから、これら制度との整合を図り、より効果的な運用に向けて必要部分の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 活動時の服装等（第2関係）

地域安全推進員（以下「推進員」という。）は、活動の際は「地域安全推進員手帳」のみを携帯させることとし、「襟章」、「腕章」の着装は廃止することとした。

(2) 委嘱（第3関係）

推進員の選定については、これまで「おおむね1町内会1人の割合」で選定することとしていたが、警察活動に協力し、活動できる者を委嘱して本制度の実効を期するため、この選定の基準を廃止することとした。

(3) 報奨金の廃止（第4関係）

推進員には年額1,000円の報奨金が支給されているが、推進員と同様の活動を行っている交番・駐在所連絡協議会や秋田県地域安全ネットワークの活動が無償のボランティアで行われていることに配慮し、報奨金の支給を廃止することとした。

別添

地域安全推進員制度運営要綱

第1 目的

この要綱は、地域に密着した交番・駐在所活動を展開するため、地域安全推進員制度（以下「推進員制度」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務等

1 地域安全推進員（以下「推進員」という。）は、地域において警察と協力し次に掲げる活動を行う。

- (1) 防犯活動、少年補導活動
- (2) 交通安全活動
- (3) 事件・事故、要保護者等発見時の警察への通報・連絡
- (4) 警察に対する住民の要望・意見等の提供・通報
- (5) その他、地域の安全と平穏に関し、必要な事項

2 推進員は、前項の活動に当たっては、別に定める「地域安全推進員手帳」を携帯するものとする。

第3 委嘱

1 推進員は、地域住民に信望があり、かつ、地域の実態に通じている者の中から、警察署長が委嘱する。

2 委嘱は、委嘱書（様式第1号）を交付して行う。

3 警察署及び受持区に地域安全推進員名簿（様式第2号）を備え付け、所要事項を整理しておくものとする。

第4 任期

推進員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第5 運用責任

受持区勤務員は、当該受持区内に居住する推進員を積極的に訪問し、又は連携して街頭活動を実施するなど効果的な運用に努めるものとする。

第6 会議

1 受持区勤務員（管内の状況等により署長が特に指定した場合は、当該勤務員（以下「受持区勤務員等」という。））は、具体的な活動計画・活動要領等を協議するため、当該受持区ごとに推進会議を年2回以上開催するものとする。

2 会議には、警察署幹部又は関係団体役員等を参加させることができる。

第7 推進員制度運営上の留意事項

警察署長は、推進員制度を効果的に運営するため次の点について留意すること。

- (1) 受持区勤務員等に対し、地域幹部による指導を適切に行い、本制度の実効を確保すること。
- (2) 推進員の活動が極端に不均衡とならないよう、受持区勤務員等を指導・調整すること。
- (3) 管内の全般状況を把握するため、受持区域を代表する推進員による会議を適宜開催すること。

第8 報告

警察署長は、推進員を委嘱したとき、又は推進員の活動若しくは地域警察官との連携活動による効果的事例については、生活安全部地域課長を経由して報告するものとする。

委 嘱 書

氏 名

あなたを地域安全推進員に委嘱します

年 月 日

警 察 署 長 印

階 級 氏 名

